



第44回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月22日（火曜日）

開会 午前10時（開場 午前9時）

場所

京都市下京区烏丸通五条上の高砂町381-1

当会社 本社3階ホール

目次

定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件	
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	

[招集添付書類]

事業報告	21
連結計算書類	43
計算書類	45
監査報告書	47

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会場の座席間に一定の距離を設けることから、入場者の定員を100名までとし、それ以上のご入場はお断りさせていただきます。当日ご来場いただきましたも、ご入場いただけない可能性があります。
- ・本株主総会につきましては、郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場は感染の回避のため、自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、厚生労働省のウェブサイトに記載の感染予防策等を事前にご確認いただきますようお願い申し上げます。

【お土産配布中止のお知らせ】

本年より、株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、取り止めとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

アイフル株式会社

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2021年6月21日（月曜日）午後6時まで

(証券コード 8515)

2021年5月31日

株 主 各 位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

アイフル株式会社

代表取締役社長 福 田 光 秀

第44回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第44回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、政府や都道府県知事より外出自粛が強く要請される事態に至っております。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、郵送又はインターネット等により事前の議決権行使をいただき、当日のご来場は感染の回避のため、自粛をご検討くださいますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」(3頁)及び「インターネット等による議決権行使について」(4頁)に従って、2021年6月21日(月曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月22日(火曜日) 午前10時

2. 場 所 京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

当会社 本社3階ホール

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項1** 第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2 第44期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第2号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第3号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. インターネット上の当社ウェブサイトでの開示

- (1) 法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書類のうち「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」「連結株主資本等変動計算書」及び「株主資本等変動計算書」につきましては、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- (2) 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト (<https://www.ir-aiful.com/jp/investor/stock/meeting.html>)

以上

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。5頁以降の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使ください
ますようお願い申し上げます。

●株主総会にご出席の場合



日 時 2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

●郵送による行使の場合



行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函くだ
さい。

●インターネット等による行使の場合



行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後6時まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイトアクセスしていただき、行使期限までに議案に
対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <https://www.web54.net>

詳細は次ページをご覧ください

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

インターネット等による議決権行使について

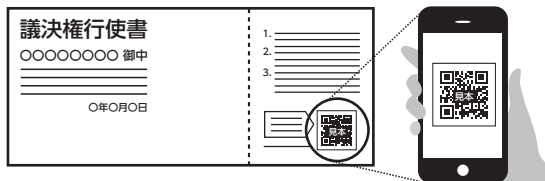
行使期限

2021年6月21日（月曜日）午後6時入力分まで

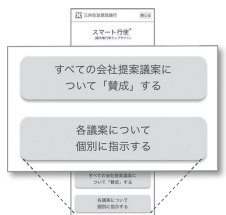
QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

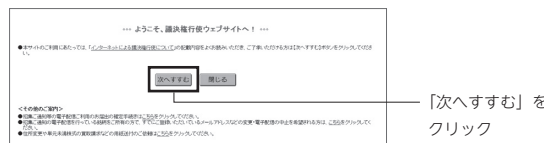
三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル

☎0120-652-031 受付時間：午前9時～午後9時

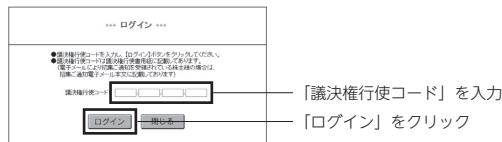
議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

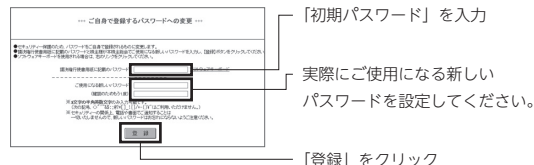
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名		現在の当社における地位	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	ふくだ みつひで 福田 光秀	再任	代表取締役社長社長執行役員	100% (39回/39回)
2	ふくだ よしたか 福田 吉孝	再任	代表取締役会長	97% (38回/39回)
3	さとう まさゆき 佐藤 正之	再任	代表取締役専務執行役員	94% (37回/39回)
4	かみよ あきら 神代 顕彰	再任	取締役専務執行役員	100% (30回/30回)
5	なかがわ つぐお 中川 次夫	再任	取締役専務執行役員	100% (39回/39回)
6	ますい けいじ 増井 啓司	再任	取締役執行役員	100% (39回/39回)

■ 生年月日

1980年6月16日生

■ 所有する当社株式の数

62,179,416株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2003年4月 大和証券株式会社 入社
- 2009年4月 株式会社OGIキャピタル・パートナーズ 入社
- 2011年3月 当社入社
- 2011年6月 当社執行役員法人管理部担当
- 2012年6月 当社取締役執行役員法人管理部担当
- 2014年4月 当社取締役執行役員
- 2014年4月 ビジネクスト株式会社（現 アイフルビジネスファイナンス株式会社） 代表取締役社長
- 2014年6月 当社取締役常務執行役員
- 2016年4月 当社取締役常務執行役員保証事業1部兼保証事業2部担当
- 2016年4月 アストライ債権回収株式会社（現 AG債権回収株式会社） 代表取締役社長
- 2016年6月 当社取締役専務執行役員保証事業1部兼保証事業2部統括
- 2017年4月 当社取締役専務執行役員保証事業部統括
- 2018年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼マーケティング部兼IT企画部統括
- 2018年10月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼保証事業部兼保証推進部兼マーケティング部統括
- 2019年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括
- 2019年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部統括
- 2020年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括（現任）
- 2020年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長（現任）

■ 重要な兼職の状況

ライフカード株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

上記略歴、地位及び担当のとおり、他業種で培った幅広い業務経験と知見を有しております。また、当社の代表取締役として、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■ 生年月日

1947年10月14日生

■ 所有する当社株式の数

3,211,993株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1967年4月 松原産業設立

1976年2月 株式会社大朝 代表取締役社長

1982年5月 合併により当社代表取締役社長

2007年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長

2007年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長

2011年6月 ライフカード株式会社 代表取締役会長

2014年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部担当

2016年6月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼内部監査部統括

2017年10月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括

2019年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部兼グループ内部監査部統括

2020年4月 当社代表取締役社長社長執行役員リスク管理委員会委員長兼経営情報室兼内部監査部統括

2020年6月 当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

上記略歴、地位及び担当のとおり、当社の創業者であり、当社及びライフカード株式会社の代表取締役として培った豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■ 生年月日

1957年9月9日生

■ 所有する当社株式の数

168,842株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年8月 当社入社
1996年2月 当社経営企画部長
1999年4月 当社営業本部副本部長兼推進部長
1999年6月 当社取締役営業本部副本部長兼推進部長
2004年10月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役専務（現任）
2005年4月 当社取締役マーケティング部担当
2008年6月 当社取締役常務執行役員事業開発部担当
2010年4月 当社取締役常務執行役員経営企画副本部長兼人事部担当
2010年6月 貸貸あんしん保証株式会社（現 あんしん保証株式会社）取締役（現任）
2011年7月 当社取締役専務執行役員経営企画副本部長兼人事部担当
2013年4月 ビジネクスト株式会社（現 アイフルビジネスファイナンス株式会社） 代表取締役社長
2014年6月 当社代表取締役専務執行役員経営企画副本部長兼人事部担当
2015年1月 AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役（現任）
2016年4月 当社代表取締役専務執行役員経営企画副本部長兼人事部管掌
2016年6月 当社代表取締役専務執行役員経営企画副本部長兼人事部統括
2018年4月 当社代表取締役専務執行役員経営企画副本部長（現任）

■ 重要な兼職の状況

すみしんライフカード株式会社 代表取締役専務
あんしん保証株式会社 取締役
AIRA & AIFUL Public Company Limited 署名権のある取締役

取締役候補者とした理由

上記略歴、地位及び担当のとおり、取締役として長年にわたって当社の経営に関与し、また、当社の経営企画副本部長として企業戦略及び国内外グループ会社の取締役を歴任するなど、当社の事業全般に関して豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■ 生年月日

1960年9月7日生

■ 所有する当社株式の数

9,929株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年4月 住友信託銀行株式会社 入社

2005年1月 同社本店支配人

2005年4月 松下リース・クレジット株式会社(出向)取締役企画部長

2005年5月 住信・松下フィナンシャルサービス株式会社(出向)取締役企画部長

2008年5月 住友信託銀行株式会社東京営業第三部長

2011年4月 同社執行役員審査第一部長

2012年4月 三井住友信託銀行株式会社執行役員審査第一部長

2013年4月 同社常務執行役員

2017年4月 三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 取締役副社長

2018年4月 同社 取締役社長

2020年4月 当社営業本部・管理本部・保証事業本部・与信ガバナンス部・リスク統括部付顧問

2020年6月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼営業本部長兼管理本部長兼保証事業本部長兼与信ガバナンス部兼リスク統括部統括（現任）

取締役候補者とした理由

上記略歴のとおり、金融機関において培った豊富な業務知識と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■ 生年月日

1958年1月15日生

■ 所有する当社株式の数

137,882株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年3月 大朝産業（福田吉孝の個人経営）入社

1996年2月 当社広報部長

1998年10月 当社東日本支社長

2002年10月 当社管理部長

2005年4月 当社審査部長

2006年6月 当社取締役検査部兼審査部担当

2007年4月 当社取締役管理本部長

2012年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長

2014年4月 アストライ債権回収株式会社（現 AG債権回収株式会社） 代表取締役社長

2015年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長

2016年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長兼マーケティング部管掌

2016年6月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼マーケティング部統括

2017年4月 当社取締役専務執行役員営業本部長兼マーケティング部兼IT企画部兼与信総括部統括

2018年4月 当社取締役専務執行役員経理本部長兼総務部兼人事部兼与信総括部統括

2018年4月 ビジネクスト株式会社（現 アイフルビジネスファイナンス株式会社） 代表取締役社長

2019年4月 当社取締役専務執行役員コンプライアンス委員会委員長兼経理部兼リスク統括部兼総務部兼人事部統括

2020年6月 当社取締役専務執行役員経理部兼総務部兼人事部統括（現任）

取締役候補者とした理由

上記略歴、地位及び担当のとおり、当社の事業全般に関して、豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

■ 生年月日

1963年3月24日生

■ 所有する当社株式の数

69,033株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年8月 当社入社

2002年10月 当社財務部長代理

2005年4月 当社近畿営業部長

2007年7月 当社営業企画推進部長

2010年1月 当社法人管理部長

2014年4月 当社執行役員

2016年6月 当社取締役執行役員

2017年6月 すみしんライフカード株式会社 代表取締役社長（現任）

2018年4月 ライフギャランティー株式会社（現 アイフルギャランティー株式会社） 代表取締役社長（現任）

2020年6月 AGミライバライ株式会社 代表取締役会長（現任）

2021年4月 当社取締役執行役員法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括（現任）

■ 重要な兼職の状況

すみしんライフカード株式会社 代表取締役社長

アイフルギャランティー株式会社 代表取締役社長

AGミライバライ株式会社 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

上記略歴、地位及び担当のとおり、営業部門、財務部門等に携わるなど、豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者福田光秀氏は、ライフカード株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
2. 候補者佐藤正之氏は、すみしんライフカード株式会社の代表取締役専務を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
3. 候補者佐藤正之氏は、あんしん保証株式会社の取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
4. 候補者佐藤正之氏は、AIRA & AIFUL Public Company Limitedの署名権のある取締役を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
5. 候補者増井啓司氏は、すみしんライフカード株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
6. 候補者増井啓司氏は、アイフルギャランティー株式会社の代表取締役社長を兼務し、同社は当社と取引関係があります。
7. 候補者増井啓司氏は、AGミライバライ株式会社の代表取締役会長を兼務し、同社は

- 当社と取引関係があります。
8. 他の各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 9. 各候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。
 10. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	取締役会出席率 (出席回数/開催回数)
1	しむら ひとし 志村 仁	新任 社外 独立	—	—
2	ふくだ よしひで 福田 芳秀	新任 社内	監査等委員会室長	—
3	すずき はるいち 鈴木 治一	再任 社外 独立	社外取締役 監査等委員	89% (35回/39回)

候補者
番号

1

しむら
志村

ひとし
仁

新任 社外 独立

■ 生年月日

1961年4月5日生

■ 所有する当社株式の数

100株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年4月 大蔵省 入省

1989年7月 福岡国税局行橋税務署長

1992年5月 在インドネシア日本国大使館書記官

2006年6月 在ニューヨーク日本国総領事館領事

2008年7月 金融庁総務企画局市場業務参事官

2009年7月 金融庁公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長

2010年7月 内閣官房内閣参事官

2012年7月 関東財務局金融安定監理官

2013年4月 地方公共団体金融機構理事

2015年7月 広島国税局長

2016年7月 独立行政法人都市再生機構理事

2018年7月 北海道財務局長

2019年12月 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

上記略歴より、候補者はこれまで会社経営に関与したことがございませんが、国税庁など多様な分野における長年の経験を通して培った財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者
番号

2

ふくだ
福田

よしひで
芳秀

新任 社内

■ 生年月日

1962年8月17日生

■ 所有する当社株式の数

46,500株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年6月 当社入社

2009年4月 当社管理企画推進部長

2010年1月 当社総務部長

2015年4月 当社経理部長

2017年10月 当社経営情報室部長

2019年4月 当社リスク統括部長

2021年4月 当社監査等委員会室長（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

上記略歴より、候補者は総務部門、経理部門、リスク統括部門等に携わるなど、豊富な業務経験と知見を有しております。その幅広い経験や知見を今後は監査に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものです。

■ 生年月日

1968年1月15日生

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1997年4月 植松繁一法律事務所（現 植松・鈴木法律事務所）入所

1999年9月 立命館大学大学院法学研究科講師

2008年1月 植松・鈴木法律事務所 所長弁護士（現任）

2010年6月 京都機械工具株式会社 社外監査役

2015年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）

2017年6月 京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）

■ 重要な兼職の状況

植松・鈴木法律事務所 所長弁護士

京都機械工具株式会社 社外取締役（監査等委員）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

上記略歴より、候補者はこれまで社外取締役として以外に会社経営に関与したことはございませんが、当社社外取締役として重要な会議や委員会に出席し、職務執行の監査などの役割を適切に果たしております。また、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、公正中立な立場からの助言や意見が期待されることから、引き続き監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものです。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員である取締役候補者の志村仁氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 監査等委員である取締役候補者の鈴木治一氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は鈴木治一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社定款第28条第2項に基づき、当社は、候補者鈴木治一氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。本総会において候補者の選任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年7月に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 候補者鈴木治一氏の監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。
7. 候補者の所有する当社の株式数には、アイフル役員持株会における持分を含めた実質持株数を記載しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

いまだ さとる
今田 達

■ 生年月日

1942年7月26日生

■ 所有する当社株式の数

0株

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1966年4月 株式会社図書印刷同朋舎 入社
1970年4月 同社常務取締役
1972年7月 株式会社京都エディター設立 代表取締役社長
1973年4月 株式会社図書印刷同朋舎 代表取締役
2003年8月 株式会社同朋舎メディアプラン 取締役
2010年5月 株式会社エディターシップ 代表取締役
2011年2月 株式会社同朋舎メディアプラン 代表取締役
2014年5月 一般社団法人仏教検定協会 専務理事事務局長
2015年12月 株式会社DMPーヘルスバンク 代表取締役（現任）
2016年7月 一般社団法人仏教検定協会 専務理事（現任）
2016年7月 合同会社DOHOP 代表社員（現任）

■ 重要な兼職の状況

株式会社DMPーヘルスバンク 代表取締役
合同会社DOHOP 代表社員

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

上記略歴より、候補者は、監査等委員である取締役に就任した場合、長年にわたり会社経営を行うことを通じて培ってこられた豊富な経験と見識を活かし、当社の監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できると期待されることから、選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 当社グループは合同会社DOHOPと、個品割賦における取引関係があります。
2. 候補者は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 候補者が監査等委員である取締役に就任された場合、当社定款第28条第2項に基づき、当社は、候補者との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2021年7月に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

(ご参考)

「当社の社外役員の独立性に関する基準」

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しており、独立社外取締役の基準を以下のとおり定めております。

1. 以下のいずれにも該当しない場合、かつ、それ以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物である場合、当社は、当社に対する十分な独立性を有する者と判断する。
 - (1) 当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役等※1である者、かつ、その就任の前10年間に於いて（但し、その就任の前10年内のいずれかの時に於いて当社グループの非業務執行取締役※2又は監査役であったことがある者にあつては、それらの役職への就任の前10年間に於いて）当社グループの業務執行取締役等であった者
 - (2) 当社の現在の主要株主※3又は当該主要株主が法人である場合には最近5年間に於いて当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (3) 当社が現在、主要株主※3である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者
 - (4) 当社グループを主要取引先※4とする者(あつた者)又はその親会社若しくは重要な子会社又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (5) 当社の主要取引先※4である者(あつた者)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (6) 当社グループから一定額※5を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。）である者
 - (7) 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者
 - (8) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）又は直近3年間に於いて当該大口債権者等又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あつた者)
 - (9) 現在、当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者又は最近3年間に於いて当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員であつて、当社グループの監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）

(10) 上記(9)に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、(イ)役員報酬以外に当社グループから過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者又は(ロ)当社グループを主要な取引先とするファーム(過去3事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の2%以上の支払いを当社グループから受けたファーム。)の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者

(11) 上記(1)から(10)のいずれかの者の近親者※6である者

2. 上記1. のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

※1「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう

※2「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう

※3「主要株主」とは、議決権所有割合10%以上の株主をいう

※4「主要取引先」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の2%以上の支払を、直近事業年度又は直近事業年度に先行する3事業年度において当社グループから受けた者(当社グループを主要取引先とする者)、当社の直近事業年度における年間総売上高の2%以上の支払を直近事業年度又は直近事業年度に先行する3事業年度において行っている者(当社グループの主要取引先)をいう

※5「一定額」とは過去3事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額をいう

※6「近親者」とは配偶者又は二親等内の親族をいう、但し1.(1)は最近5年間迄に該当する者を対象とする

事業報告

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染者数の増加や全国的な広がりを背景に、更なる感染症拡大への警戒感や、雇用環境の悪化、これに伴う経済活動への影響が懸念されるなど、依然として先行き不透明な状態が続いております。

消費者金融業界においても、新型コロナウイルス感染症拡大による消費活動の落ち込みを受け、市場規模は縮小しております。また、利息返還請求については、着実に減少しているものの、外部環境の変化等の影響を受けやすいことから、引き続き注視が必要な状態です。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、経営課題の一つである利息返還請求へ対応しつつ、グループ全体で営業アセットの拡大と金融事業の多角化に努め、「安全性」「収益性」「成長性」のバランスを重視した経営に取り組んでまいりました。

セグメント別の状況は次のとおりであります。

(アイフル株式会社)

〔ローン事業〕

ローン事業につきましては、テレビCMやWEBを中心とした効果的な広告戦略のほか、カードレスで入金可能な「スマホATMサービス」を利用できるコンビニ設置のATMの拡大、24時間対応可能な自動振込貸付の開始などによるお客様へのサービス向上に取り組み、新規成約件数や営業貸付金残高の増加に努めておりますが、当連結会計年度における当社の無担保ローン新規成約件数は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け16万1千件（前期比21.8%減）、成約率は40.1%（前期比3.6ポイント減）となりました。

また、当連結会計年度末における無担保ローンの営業貸付金残高は425,848百万円（前期末比0.8%増）、有担保ローンの営業貸付金残高は4,813百万円（前期末比30.8%減）、事業者ローンの営業貸付金残高は7,638百万円（前期末比8.4%減）、ローン事業全体の営業貸付金残高は438,300百万円（前期末比0.1%増）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金15,878百万円が含まれております）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証残高拡大に向けた商品の多様化や新規保証提携の推進に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローンの支払承諾見返残高は113,516百万円（前期末比15.8%増）、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高は25,838百万円（前期末比13.9%減）となりました。

なお、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高のうち6,627百万円はアイフルビジネスファイナンス株式会社への保証によるものであります。

以上の結果、当連結会計年度における当社の営業収益は78,826百万円（前期比1.7%増）、営業利益は10,473百万円（前期は413百万円の営業利益）、経常利益は11,973百万円（前期比592.6%増）となりました。なお、当社が保有する連結子会社 AIRA & AIFUL Public Company Limited の株式について減損処理を実施し、関係会社株式評価損4,464百万円を計上したことから、当期純利益は9,583百万円（前期比484.7%増）となりました。

（ライフカード株式会社）

〔包括信用購入あっせん事業〕

包括信用購入あっせん事業につきましては、ネットショッピング等の利用が引き続き堅調であることに加え、政府の各種政策等による消費活動の持ち直しに伴い、緩やかではありますが回復傾向にあります。そのような中、新規提携カードの発行など入会申込の拡大に努めるとともに利用限度額の増額推進により、買上額の拡大に取り組んでまいりましたが、上半期における買上の伸び悩みに伴い、当連結会計年度における取扱高は817,830百万円（前期比0.01%減）、当連結会計年度末における包括信用購入あっせん事業に係る割賦売掛金残高は100,347百万円（前期末比5.1%減）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった割賦売掛金6,994百万円が含まれております。）。

〔カードキャッシング事業〕

同様に、カードキャッシング事業における、当連結会計年度末の営業貸付金残高も25,278百万円（前期末比18.0%減）となりました（債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金1,729百万円が含まれております。）。

〔信用保証事業〕

信用保証事業につきましては、個人及び事業者の与信ノウハウや独立系の強みを活かし、保証残高拡大に向けた商品の多様化や新規保証提携の推進に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度末における個人向け無担保ローンの支払承諾見返残高は25,112百万円（前期末比8.3%増）、事業者向け無担保ローンの支払承諾見返残高は1,078百万円（前期末比35.0%減）となりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるライフカード株式会社の営業収益は32,303百万円（前期比5.5%減）、営業利益は3,551百万円（前期比60.4%増）、経常利益は4,248百万円（前期比82.0%増）、当期純利益は3,139百万円（前期比176.4%増）となりました。

（AIRA & AIFUL Public Company Limited）

タイ王国では、新型コロナウイルス対策として2020年3月に発令された非常事態宣言により経済活動が制限されました。その後の新規感染者は低位で推移したことから、5月以降、段階的に制限措置が緩和され、経済活動は回復基調が続いております。このような中、AIRA & AIFUL Public Company Limitedにおきましては、債権ポートフォリオの良質化を図るため、新スコアリングシステムを導入し優良顧客の獲得に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度におけるAIRA & AIFUL Public Company Limitedの営業収益は5,957百万円（前期比8.6%減）となり、営業損失は118百万円（前期は1,097百万円の営業損失）、経常損失は131百万円（前期は1,064百万円の経常損失）、当期純損失は前期から986百万円減少の190百万円（前期は1,176百万円の純損失）となりました。

（その他）

当連結会計年度における報告セグメントに含まれない連結子会社7社（アイフルビジネスファイナンス株式会社、AG債権回収株式会社、AGキャピタル株式会社、アイフルギャランティー株式会社、AGミライバライ株式会社、アイフルメディカルファイナンス株式会社、すみしんライフカード株式会社）の営業収益は12,162百万円（前期比16.6%増）、営業利益は2,248百万円（前期は300百万円の営業損失）、経常利益は3,302百万円（前期は366百万円の経常損失）、当期純利益は1,993百万円（前期は505百万円の当期純損失）となりました。

（業績の概況）

当連結会計年度における当社グループの営業収益は127,481百万円（前期比0.3%増）となりました。その主な内訳といたしましては、営業貸付金利息が74,041百万円（前期比2.2%増）、包括信用購入あっせん収益が18,646百万円（前期比1.1%減）、信用保証収益が14,524百万円（前期比4.5%減）となっております。

営業費用につきましては、15,408百万円減少の109,950百万円（前期比12.3%減）となりました。その主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大による消費活動の落ち込みを受けて販売促進費が減少したことや、営業貸付金残高の減少などにより金融費用が減少したことあります。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの営業利益は17,530百万円（前期比943.8%増）、経常利益は、19,305百万円（前期は1,716百万円の経常利益）となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、非支配株主に帰属する当期純損失642百万円を計上した結果、18,437百万円（前期は1,390百万円の純利益）となりました。

なお、当連結会計年度より、新たに設立した、主に後払い決済事業を営むAGミライバライ株式会社、ローン事業を営むアイフルメディカルファイナンス株式会社の2社を連結の範囲に含めております。

また、アイフルメディカルファイナンス株式会社は2021年5月1日付けでAGメディカル株式会社に商号変更しております。

2. 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は4,356百万円であります。その主な内容は、設備関連として拠点設備関連298百万円、店舗改修等工事関連345百万円、システム関連としてクレジットカード関連1,187百万円、勘定系システム更改1,472百万円、新保証審査システム205百万円であります。

3. 資金調達の状況

当社グループは、お客様へのご融資などの営業活動や設備投資等に対して資金を必要としており、金融機関等からの借入れや社債の発行等により調達を行っております。

当連結会計年度末における短期借入金残高は100,750百万円（前期比2.3%減）、長期借入金残高は326,814百万円（前期比3.2%減）、社債残高は30,075百万円（前期比14.7%減）となり、資金調達残高は前期比3.8%減の457,639百万円となりました。

4. 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境におきましては、消費者・事業者向けのローンやクレジットカードのリアルタイム金融市場が国内外において新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞を受けて、一時的に縮小しております。足元の感染者数の増加や全国的な広がりから、先行きの不透明感はあるものの、感染症対策の徹底による感染者数の抑制やワクチン接種の開始ならびに普及、官民による消費喚起キャンペーン等によって、消費活動は徐々に回復することが想定されます。

一方で、新規業者の参入、新たな決済方式の浸透、DX化の加速等、市場を取り巻く環境は目まぐるしく変化しており、変化に対して迅速に対応することが求められております。

このような環境のもと、当社グループにおきましては、経営課題の一つである利息返還請求に対応しつつ、ローン事業、クレジットカード事業、信用保証事業、海外事業を中心に、グループ全体で営業アセットの拡大と金融事業の多角化に努め、「安全性」、「収益性」、「成長性」に加え「効率性」のバランスを重視した経営に引き続き取り組んでまいります。また、変わり続ける環境に対応すべく、アイフルグループブランドの確立とデータ活用的高度化により、ステークホルダーからの強力な支持を得られる企業への変革、ならびにIT・デジタル活用における生産性向上や利益構造改革への取り組みにより、高利益体制の構築を行ってまいります。

5. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 41 期 (2018年 3月期)	第 42 期 (2019年 3月期)	第 43 期 (2020年 3月期)	第 44 期 (当連結会計年度) (2021年 3月期)
営 業 貸 付 金 (百万円)	472,018	521,823	573,080	553,389
顧 客 口 座 数 (口座)	1,299,171	1,437,771	1,486,646	1,425,205
営 業 収 益 (百万円)	115,389	115,328	127,038	127,481
経 常 利 益 (百万円)	2,823	4,110	1,716	19,305
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (百万円)	3,958	9,346	1,390	18,437
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	8.18	19.32	2.88	38.12
潜 在 株 式 調 整 後 1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	—	—	—	—
総 資 産 (百万円)	682,645	760,587	860,507	863,354
純 資 産 (百万円)	119,407	128,016	128,931	147,692

(注) 営業貸付金には、債権の流動化によりオフバランスとなった営業貸付金（第41期は59,311百万円、第42期は64,037百万円、第43期は56,119百万円、第44期は37,049百万円）を含めて記載していません。

6. 重要な子会社の状況（2021年3月31日現在）

(1) 重要な子会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
ライフカード株式会社	100百万円	100.00	信販事業・信用保証事業
アイフルビジネスファイナンス株式会社	100百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業
A G 債 権 回 収 株 式 会 社	600百万円	100.00	債権管理回収事業
A G キャピタル株式会社	10百万円	100.00	ベンチャーキャピタル事業
アイフルギャランティー株式会社	80百万円	100.00	信販事業
すみしんライフカード株式会社	255百万円	60.00 (60.00)	信販事業
AIRA & AIFUL Public Company Limited	4,000百万 タイバーツ	49.75	消費者金融事業
A G ミライバライ株式会社	100百万円	100.00 (100.00)	後払い決済事業
アイフルメディカルファイナンス株式会社	50百万円	100.00 (100.00)	事業者金融事業

- (注) 1. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。
 2. AIRA & AIFUL Public Company Limitedについては、当社の議決権比率が49.75%であります
 が、支配力基準の適用により連結子会社としております。
 3. 2020年7月1日にビジネクスト株式会社はアイフルビジネスファイナンス株式会社に、アスト
 ライ債権回収株式会社はA G 債権回収株式会社に、ライフギャランティー株式会社はアイフル
 ギャランティー株式会社に、それぞれ商号変更しております。
 4. 2021年5月1日付けでアイフルメディカルファイナンス株式会社は、A Gメディカル株式会
 社に商号変更しております。

(2) 持分法適用会社の状況

名 称	資本金	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
あんしん保証株式会社	680百万円	37.75 (2.10)	家賃債務保証事業

(注) 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

(3) 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

7. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分		主要な事業内容
金融事業	消費者金融事業	一般消費者への小口資金の無担保融資事業
	不動産担保金融事業	不動産を担保とする融資事業
	事業者金融事業	事業を行う個人経営者を中心とする融資事業
	信販事業	包括信用購入あっせん事業
	信用保証事業	金融機関等が実施する融資の信用保証事業
	債権管理回収事業	各種債権の管理・回収事業
	後払い決済事業	E C事業者及び購入者への後払い決済サービスの提供
その他	ベンチャーキャピタル事業	ベンチャー企業の開拓、投資、育成支援事業
	家賃債務保証事業	賃貸借契約における家賃債務の機関保証事業

8. 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

当 社	本 社	京都市下京区
	東京支社	東京都港区
	コンタクトセンター西日本	滋賀県草津市
ライフカード株式会社	本 社	横浜市青葉区
	東京事務所	東京都港区

9. 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

(1) 企業集団の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
2,135名 (1,056名)	22名増 (106名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
 2. 従業員数には、外書きしております臨時従業員1,056名は含まれておりません。

(2) 当社の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,012名	16名減	41.52歳	16年7ヵ月

(注) 従業員数には、出向者及び臨時従業員は含まれておりません。

10. 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

(1) 企業集団の主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	93,621
株式会社青山キャピタル	52,690
株式会社あおぞら銀行	39,720
近畿産業信用組合	14,876
株式会社みずほ銀行	10,000

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社からの借入額には、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンは、以下のとおりです。
シンジケートローン (3,000百万円) 金融機関1社
シンジケートローン (12,000百万円) 金融機関7社
3. 上記以外に債権の流動化により、123,400百万円の資金調達を行っております。

(2) 当社の主要な借入先

借入先	借入額 (百万円)
三井住友信託銀行株式会社	84,489
株式会社あおぞら銀行	38,720
近畿産業信用組合	14,876
株式会社みずほ銀行	10,000
株式会社山口銀行	9,551

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社からの借入額には、三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンによる借入額が一部含まれております。
2. 三井住友信託銀行株式会社を幹事とするシンジケートローンは、以下のとおりです。
シンジケートローン (3,000百万円) 金融機関1社
3. 上記以外に債権の流動化により、123,400百万円の資金調達を行っております。

II. 会社の現況

1. 株式の状況（2021年3月31日現在）

- | | | |
|----------------|----------|----------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 普通株式 | 1,136,280,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | | 484,620,136株 |
| | (うち自己株式) | 917,470株 |
| (3) 株主数 | | 28,938名 |
| (4) 大株主（上位10名） | | |

株 主 名	持 株 数 (千 株)	持 株 比 率 (%)
株 式 会 社 A M G	94,814	19.60
福 田 光 秀	62,155	12.84
株 式 会 社 丸 高	24,543	5.07
日本スタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	20,667	4.27
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	10,163	2.10
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,621	1.57
JP MORGAN CHASE BANK 385632	7,437	1.53
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	5,791	1.19
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	5,074	1.04
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	4,673	0.96

(注) 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度末日において取締役が保有する新株予約権の状況（2021年3月31日現在）
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役 の 氏 名 等 (2021年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	福 田 光 秀	社 長 執 行 役 員 リ ス ク 管 理 委 員 会 委 員 長 兼 経 営 情 報 室 兼 内 部 監 査 部 統 括 ラ イ フ カ ー ド 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 会 長
代 表 取 締 役 会 長	福 田 吉 孝	
代 表 取 締 役	佐 藤 正 之	専 務 執 行 役 員 経 営 企 画 本 部 長 す み し ん ラ イ フ カ ー ド 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 専 務 あ ん し ん 保 証 株 式 有 限 公 司 取 締 役 A I R A & A I F U L P u b l i c C o m p a n y L i m i t e d 署 名 権 の 有 る 取 締 役
取 締 役	神 代 顕 彰	専 務 執 行 役 員 コ ン プ ラ イ ア ン ス 委 員 会 委 員 長 兼 営 業 本 部 長 兼 管 理 本 部 長 兼 保 証 事 業 本 部 長 兼 与 信 ガ バ ナ ン ス 部 兼 リ ス ク 統 括 部 統 括
取 締 役	尾 石 和 光	専 務 執 行 役 員 法 人 管 理 部 兼 法 人 営 業 推 進 部 兼 東 日 本 営 業 部 兼 西 日 本 営 業 部 統 括
取 締 役	中 川 次 夫	専 務 執 行 役 員 経 理 部 兼 総 務 部 兼 人 事 部 統 括
取 締 役	植 村 浩 至	執 行 役 員 財 務 本 部 長
取 締 役	増 井 啓 司	執 行 役 員 す み し ん ラ イ フ カ ー ド 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 社 長 ア イ フ ル ギ ャ ラ ン テ ィ ー 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 社 長 A G ミ ラ イ バ ラ イ 株 式 有 限 公 司 代 表 取 締 役 会 長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	戸 田 聡	ラ イ フ カ ー ド 株 式 有 限 公 司 監 査 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 中 善 明	ラ イ フ カ ー ド 株 式 有 限 公 司 監 査 役
取 締 役 (監 査 等 委 員)	鈴 木 治 一	植 松 ・ 鈴 木 法 律 事 務 所 所 長 弁 護 士 京 都 機 械 工 具 株 式 有 限 公 司 社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)

- (注) 1. 取締役の植村浩至氏は、2021年3月31日に辞任により退任いたしました。
2. 監査等委員である取締役のうち、戸田聡氏、鈴木治一氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、当社は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員である取締役の戸田聡氏は、国税庁で税務に関する職務に携わった経験、田中善明氏は、銀行において培った業務経験があり、両氏は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 植松・鈴木法律事務所と当社との間には、特別の利害関係はありません。
5. 京都機械工具株式会社と当社との間には、特別の利害関係はありません。
6. 監査等の環境の整備及び社内情報の収集に努めるため、戸田聡氏、田中善明氏を常勤の監査等委員として選定しております。

7. 当事業年度末日後に取締役の担当及び重要な兼職を次のとおり変更しております。

氏名	担当及び重要な兼職の状況	異動年月日
尾石 和光	専務執行役員	2021年4月1日
増井 啓司	執行役員 法人営業推進部兼東日本営業部兼西日本営業部統括	2021年4月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社定款第28条第2項に基づき、当社は、監査等委員である社外取締役鈴木治一氏との間で、会社法第423条第1項の規定により、当社に対し負担する任務懈怠による損害賠償責任については、社外取締役の職務を行うにつき善意でかつ重大な過失が無いときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の責任限定契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査等委員である取締役及び執行役員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役の報酬等

【取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項】

①基本方針

当社は、役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その内容は「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、役割発揮に対する対価として機能させるほか、中長期的な会社業績向上及び企業価値拡大に対するインセンティブとして有効に機能させることを方針としております。

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会、監査等委員会であり、その内容として、経営環境及び業績の状況等を踏まえ、必要に応じて報酬体系・報酬水準の見直しを図ることとし、各人への配分は、役職ごとの役割の大きさ、各人の事務委嘱や職務の内容及び責任範囲に応じて決定しております。

②基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役(監査等委員を除く。)の基本報酬(固定額)は、月例の固定報酬とし、報酬ランクごとに報酬テーブルを定めております。また、報酬ランクを決定する一定基準を役職ごとに設け、基本報酬は報酬ランクに基づく金額としております。

③業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬は株価上昇及び業績向上に対する意欲を高め、企業価値の増大を図ることを目標とし、業績連動報酬(変動額)に係る指標は、報酬ランクの基準額に対し、各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率から算出することとし、これを毎年一定の時期に支給しております。各取締役の評価に基づく評価乗率及び会社業績乗率は、各取締役の担当部門の成果を反映させるため、経営環境に加え、各取締役が担当する事業ごとの営業アセット、回収状況といった営業指標及び営業収益や経常利益、ROAといった経営指標を重要な指標値とし、取締役ごとに、担当部門の目標に対する実績評価を行い、業績連動報酬の額の決定は、⑤のとおり、取締役の処遇決定機関である人事委員会(評価の公平性・透明性を担保することを目的に設置し、代表取締役・社長が指名する取締役にて構成)への諮問、答申を経た上で行っております。

なお、当事業年度における主要な経営指標の実績は以下のとおりです。当事業年度における営業状況については招集通知21ページの1. 事業の経過及びその成果をご覧ください。

営業収益	営業費用	営業利益	経常利益	ROA
127,481百万円	109,950百万円	17,530百万円	19,305百万円	2.2%

その他、基本報酬の一定割合を自社株取得型報酬(原則、月額基本報酬×5%以上月100万円未満の範囲で各取締役が決定)として役員持株会に拠出し、取得した当社株式は在任期間中保有することで報酬と株価との連動性を高めております。

④金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、人事委員会において検討を行っております。⑤の委任を受けた代表取締役社長は人事委員会の答申内容に従って、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき、代表取締役社長社長執行役員である福田光秀氏がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬の評価配分としております。これらの権限を委任した理由は、各取締役の担当事業の業績を把握し、その業務に連動した評価を実施するにあたり適任と判断したことによります。

取締役会は、その権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、業績連動報酬の額の決定について人事委員会に原案を諮問し答申を得るとともに、監査等委員会への意見収集を実施しております。上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申及び意見収集の結果に従って、報酬の具体的な内容を決定しております。

⑥取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、人事委員会や監査等委員会の答申や意見収集の結果を尊重しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

【取締役の報酬等の総額】

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		支給人員 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	185	148	36	7
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	29 (17)	29 (17)	0 (0)	3 (2)
合計	214	177	36	10

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役を含めております。当事業年度末日現在の取締役 (監査等委員を除く) は8名、監査等委員である取締役は3名 (うち社外取締役は2名) であり、上記の支給人員との相違は、無報酬の取締役 (監査等委員を除く) 1名によるものであります。
2. 当事業年度中において当社子会社の取締役・監査役を兼務した7名の取締役 (監査等委員2名を含む) に対しては、上記とは別に当該子会社から合計41百万円の報酬が支払われております。合計41百万円のうち、1名の社外取締役に対しては、5百万円の報酬が支払われております。

3. 当社の役員ごとの連結報酬等の総額等については、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
4. 監査等委員である取締役の報酬体系は、その独立性の観点から業績等による変動は行わず、基本報酬のみを支給することとしております。
5. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2015年6月23日開催の定時株主総会において、年額500百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は8名であります。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年6月23日開催の定時株主総会において、年額80百万円と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。

(5) 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況と役割

氏名	取締役会等への出席状況	主な活動状況と役割
戸田 聡	取締役会 100% (39回/39回) 監査等委員会 100% (13回/13回)	主に国税庁における長年の経験や豊富な知見、東京地下鉄株式会社での監査役の経験を活かし、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画すると共に、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。
鈴木 治一	取締役会 89% (35回/39回) 監査等委員会 100% (13回/13回)	主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見解を活かし、取締役会等の重要な会議やコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会に積極的に参画すると共に、公正中立な立場から助言を行っております。さらに、取締役の指名及び報酬決定プロセスにおいても職務遂行の評価等を踏まえ、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額 (百万円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	76
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	121

(注) 1. 当社の子会社のうち、AIRA & AIFUL Public Company Limitedにつきましては、Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Audit Co.,Ltd.が会計監査人となっております。

2. 当社の子会社のうち、AG債権回収株式会社につきましては、ひびき監査法人が会計監査人となっております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、社債発行に係るコンフォートレター作成業務についての対価(3百万円)を支払っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合には、監査等委員会による協議を経て、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される定時株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる相当の事由が生じた場合には、監査等委員会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な報告を受け、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度における職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条の同意を行っております。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、上記体制につき、取締役会において次のとおり決議いたしております。

内部統制全般に係る基本的な考え方

アイフルグループは、「誠実な企業活動を通じて、社会より支持を得る」という経営理念のもと、コンプライアンスを前提とした企業活動を通じて、経済社会の発展に貢献することで各ステークホルダーをはじめ、社会から信頼される企業となり、透明性・公正性・効率性を兼ね備えた企業経営を実現することをコーポレート・ガバナンスの重要な目的と認識している。

当社は、上記の理念・目的の確実な達成を目指し、市場環境・経済動向・関連法令の改正その他の事業環境等アイフルグループを取り巻くあらゆる状況を踏まえて、次のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定める。

なお、取締役会は、本基本方針を事業環境の変化等に応じて適宜見直すこととし、実効性の維持向上を図るべく不断の努力を行う。

① 当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・法令及び定款を遵守し、倫理観をもって事業活動を行う企業風土の醸成を目的として、経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針・社内規程等を定め、当該社内規程等に則り各取締役及び各部門のコンプライアンスに関する状況、職務執行の適正性につき適宜監査・監督を行う体制を整える。
- ・コンプライアンス体制の整備及び法令違反の未然防止を目的として、リスク統括部統括執行役員を委員長、社外有識者などを構成員とするコンプライアンス委員会を設置し、同委員会の定期的開催を通じて必要な改善措置・全社の啓蒙策を講じる。コンプライアンス委員会は、取締役会に適宜状況報告を行う。
- ・グループコンプライアンス委員会を設置し、アイフルグループにおいて共通した認識のもと、統一されたコンプライアンス体制（教育・研修を含む。）を整備する。
- ・アイフルグループのコンプライアンスの実践状況や業務の適正性に関する内部監査を行うため、内部監査部門を設置し、内部監査の結果について、取締役会及び監査等委員会に適宜状況報告を行う体制を整える。また、当社の内部監査部門は、必要に応じて、アイフルグループ各社の内部監査を実施する。
- ・法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見又はそのおそれがある場合は直ちに監査等委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する体制を整える。
- ・アイフルグループの法令・定款違反行為等の通報・相談窓口として各種ホットラインを設置し、社内規程の整備を図ることによって公益通報者保護法に即した通報制度の実効性を確保する。

- ・社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力による被害を防止するために、断固として、反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求には一切応じず、毅然とした対応を行うための体制を整える。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る文書及びその関連資料（電磁的記録を含む。）その他企業機密及び個人情報を含む各種情報は、セキュリティ及び管理・保存に係る各種社内規程を定め、機密区分等に応じて取扱者を限定し、定められた保存場所及び保存年限に従った管理・保存を行う体制を整える。
- ・各種情報の管理・保存の適切性を確保するため、取締役及び使用人から定期的に機密保持に関する誓約書の提出を受けるとともに、内部監査部門によるモニタリングを定期的に行う体制を整える。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業の継続的発展を脅かすあらゆるリスクを把握し、アイフルグループのトータルリスクマネジメント体制を整備するため、取締役会の直属機関としてリスク管理委員会を設置する。
- ・リスク管理委員会は、アイフルグループ各社から定期的にリスク情報の報告を受けて常時リスク把握を行い、対応の責任を持つ取締役に状況報告を行うとともに、関連部門と連携して適切な危機管理を行う体制を整える。
- ・緊急事態発生時の対策は、大規模自然災害・IT基幹システム障害等リスクの種類に応じてこれを定め、迅速かつ適切に対応できる体制を整える。

④ 当社の取締役及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会において、中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、定期的（月次・四半期・半期・年間）にその進捗状況を確認する。
- ・取締役会の効率性及び適正性を確保するため、取締役会の運営に関する社内規程を定める。
- ・執行役員制度を導入し、責任範囲と決裁手続を明確化して取締役の職務の効率性を確保する。
- ・当社子会社を管理する担当部署を置くとともに、当該部署が当社子会社と一定の重要事項について協議、情報交換等を行うことを通じて、当社子会社ひいてはアイフルグループ全体における経営の適正かつ効率的な運用に資するための体制を整える。

⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ・アイフルグループの役員又は管理職によって定期的に会議を開催し、情報交換を図るとともに、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有する。当社は、職務執行状況及び財務状況等を定期的に当社に報告するよう各子会社に要請する。
- ・アイフルグループ各社における決裁に関する権限と責任等を明らかにする社内規程を定め、経営の重要な事項の決定等に関して、当社への承認申請又は報告が行われる体制を整える。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・アイフルグループで統一された企業倫理の基本観を浸透させるため、アイフルグループ共通の経営理念をはじめコンプライアンスに関する行動指針を定め、これを周知徹底する。また、アイフルグループ全体を通して統一的な業務運営を行うため、グループを統括する社内規程を制定する。

⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項、監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専属の機関として監査等委員会室を設置し、その独立性及び実効性を確保するため、社内規程において、監査等委員会室に所属する使用人（以下「補助使用人」という。）は、その職務執行においては取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令に服さないこと、補助使用人の人事評価・人事異動・制裁処分決定においては監査等委員会の同意を要することなどを定める。
- ・監査等委員会の適正な職務の遂行を確保するため、監査等委員会の要請に応じて内部監査部門に補助業務を行わせる体制を整える。

⑧ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人及び監査役が当社の監査等委員会に報告をするための体制、その他当社の監査等委員会への報告に関する体制、並びに当社の監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・監査等委員会と当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役の綿密な情報連携を図るため、取締役会をはじめとする各種会議に当社の監査等委員である取締役が出席し意見を述べ、また必要に応じた説明の要請に対して当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が適切に対応できる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役が法令・定款・社内規程への違反その他重要な事実を発見し、又はそのおそれがあると判断した場合、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制及び報告を受けた部門が当社の監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準及び内部監査部門の活動状況、その他当社子会社監査役の活動状況等を必要に応じて監査等委員会に報告する体制を整える。
- ・各部門が作成し担当部門に提出した稟議書及び報告書等を監査等委員会が必要に応じて閲覧することができる体制を整える。
- ・当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役等・使用人又は監査役は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨ **監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項、その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ・ 監査等委員会が会計監査人から会計監査に関する報告及び説明を受け、必要に応じて監査実施状況の聴取を行う体制を整える。
- ・ 内部監査部門と監査等委員会との連携体制を確保することで、不正・不当行為の牽制・早期発見を行うための実効的な監査体制の整備に努める。
- ・ 監査等委員会が業務に関する説明又は報告を求めた場合、取締役及び使用人が迅速かつ適切に対応する体制を整える。
- ・ 監査等委員会による弁護士等の外部専門家の利用等、職務の執行に関し生ずる費用については、当社が負担する。
- ・ 当社は、監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員である取締役の職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

① **コンプライアンス体制**

- ・ コンプライアンス委員会を6回開催し、コンプライアンスプログラムを策定し、啓蒙・管理・検証を行い、取締役会に適宜状況報告を行っております。
また、グループコンプライアンス委員会を4回開催し、進捗報告及び情報共有を実施しております。
- ・ 内部監査部門は、当社グループの各部門の内部監査を実施し、その結果を取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、必要に応じて改善提案を実施しております。
- ・ 法令・定款・社内規程違反その他重要な事実を発見等した場合の報告ルールを定め、また内部通報窓口を設置、内部通報者への不利益な取扱いを禁止する内部通報ルールを整備・周知し、発生予防及び早期発見に努めております。
- ・ 反社会的勢力排除に関する基本方針を定め、これを公表するとともに、お客様を含む取引先への事前審査、事後検証を実施しております。

② **情報の保存及び管理体制**

- ・ 各種情報に関するセキュリティ及び管理・保存に係る社内規程に従った運用を行い、内部監査部門による定期的監査により適切性を検証しております。

③ **リスク管理体制**

- ・ リスク管理委員会を5回開催し、アイフルグループ内のリスク情報を確認し、これを管理しております。また、昨今の事業状況の変化を踏まえ、全体的なリスクの再点検を実施しております。

- ・緊急事態発生時のコンティンジェンシープラン及びマニュアル等を定め、防災及びサイバーセキュリティの訓練を実施することで不断の見直しを実施し、実効性の維持・確保に努めております。

④ 効率的な職務執行体制

- ・取締役会の効率性及び適切性を確保するため取締役会の運営に関する社内規程を定めて運用し、適宜見直しを行うこととしております。その他執行役員制度を導入することで監督と執行の分離により意思決定の効率化を図っております。また、取締役会は中期経営計画及び単年度の経営計画を決定し、毎月報告会議において定期的に進捗状況を確認し管理しております。

⑤ グループ管理体制

- ・アイフルグループ共通の経営理念及びコンプライアンスに関する行動指針を定め、グループを統括する社内規程を定めるとともに、当社国内子会社を管理する担当部門を法人管理部、海外子会社を管理する担当部門を海外事業部とし、一定の重要事項について協議、情報交換等を行っております。
- ・アイフルグループ全体会議及び定期的な会議を開催し、グループ全体の経営計画や重要施策の基本方針を共有しております。また、重要事項の決定に関して当社への承認申請等を受け、その他職務執行状況及び財務状況等の報告を受けております。

⑥ 監査体制

- ・監査等委員は、取締役会・経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等から業務執行の報告を受け、意思決定の過程や内容について監督を行っております。
- ・監査等委員は、代表取締役及び内部監査部・経理部・リスク統括部・法人管理部・海外事業部等と定期的に会合を持ち、業務の執行状況を聴取しております。
- ・監査等委員会の職務を補助すべき部署として、取締役等の指揮命令から独立した監査等委員会室を設置し、補助使用人を配置しております。また、内部監査部に補助業務を行わせる体制及び連携体制を確保し不正等の牽制及び早期発見を行うための実効性を確保しております。
- ・監査等委員は定期的に会計監査人との会合を持ち、会計監査に関する報告を受け、監査状況を聴取しております。
- ・子会社監査について、監査等委員は子会社監査役等と定期的に会合を持ち情報交換を行うとともに、子会社の重要会議に出席し報告を受けております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識し、中長期的な利益成長を通じた株主価値の極大化を目指しつつ、安定的な内部留保金を確保し、経営成績に応じた利益還元を行うことを基本方針としております。

当事業年度の期末配当につきましては、当事業年度の業績や財務状況等を総合的に勘案した結果、当初無配としておりました期末配当予想を1株当たり1円に修正し、復配することを2021年4月26日開催の取締役会において決定いたしました。

また、次期の配当につきましては、1株当たり年間1円（期末1円）を予定しております。

内部留保金につきましては、市場環境・経済動向・関連法令その他の事業環境等、当社を取り巻くあらゆる状況を勘案し、財務体質強化や収益基盤の拡大に資する戦略的投資に充て、将来の事業発展を通じて株主へ還元させていただく方針であります。

当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨及び「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	809,712	流動負債	499,596
現金及び預金	40,950	支払手形及び買掛金	38,265
営業貸付金	516,340	支払承諾	170,553
割賦売掛金	101,719	短期借入金	100,750
営業投資有価証券	1,701	1年内償還予定の社債	15,075
支払承諾見返	170,553	1年内返済予定の長期借入金	146,136
その他営業債権	8,749	未払法人税等	2,112
買取債権	3,173	賞与引当金	1,397
その他	24,724	ポイント引当金	2,560
貸倒引当金	△58,201	割賦利益繰延	1,822
固定資産	53,642	その他	20,923
有形固定資産	17,765	固定負債	216,065
建物及び構築物	5,561	社債	15,000
機械装置及び運搬具	90	長期借入金	180,677
器具及び備品	1,265	繰延税金負債	75
土地	8,900	利息返還損失引当金	12,913
リース資産	1,898	その他	7,398
建設仮勘定	49	負債合計	715,662
無形固定資産	5,306	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,204	株主資本	143,536
その他	102	資本金	94,028
投資その他の資産	30,570	資本剰余金	13,948
投資有価証券	7,714	利益剰余金	38,669
破産更生債権等	22,082	自己株式	△3,110
敷金及び保証金	5,456	その他の包括利益累計額	2,019
繰延税金資産	8,821	その他有価証券評価差額金	1,705
その他	6,124	為替換算調整勘定	314
貸倒引当金	△19,628	非支配株主持分	2,136
資産合計	863,354	純資産合計	147,692
		負債純資産合計	863,354

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
営業貸付金利息	74,041	
包括信用購入あっせん収益	18,646	
信用保証収益	14,524	
その他の金融収益	6	
その他の営業収益	20,262	127,481
営業費用		
金融費用	7,248	
売上原価	1,414	
その他の営業費用	101,286	109,950
営業利益		17,530
営業外収益		
貸付金による投資利益	203	
為替差益	204	
不動産賃貸料	560	
投資有価証券売却益	89	
助成金の収益	367	
その他	327	
	175	1,928
営業外費用		
支店引当金繰入	3	
貸倒引当金繰入	47	
感染症関連費用	90	
その他	11	153
経常利益		19,305
特別損失		
固定資産売却損失	91	
減損損失	1,064	1,156
税金等調整前当期純利益		18,149
法人税、住民税及び事業税		2,965
法人税等調整額		△2,610
当期純利益		17,794
非支配株主に帰属する当期純損失(△)		△642
親会社株主に帰属する当期純利益		18,437

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	552,212	流動負債	328,575
現金及び預金	12,450	支払承諾金	139,355
営業貸付金	422,422	短期借入金	24,960
割賦売掛金	268	1年内償還予定の社債	15,075
支払承諾見返	139,355	1年内返済予定の長期借入金	140,936
その他営業債権	7,517	リース債務	126
前払費用	365	未払金	3,974
未収収益	3,041	未払費用	552
その他の当金	7,147	未払法人税等	1,637
貸倒引当金	△40,355	賞与引当金	1,348
固定資産	86,656	資産除去債務	1
有形固定資産	12,294	その他の	607
建物	3,985	固定負債	207,637
構築物	185	社債	15,000
機械及び装置	9	長期借入金	178,059
器具備品	885	リース債務	320
土地	6,810	利息返還損失引当金	11,460
リース資産	407	資産除去債務	1,968
建設仮勘定	10	その他の	828
無形固定資産	2,820	負債合計	536,213
ソフトウェア	2,796	(純資産の部)	
その他の当金	24	株主資本	102,192
投資その他の資産	71,540	資本金	94,028
投資有価証券	1,233	資本剰余金	52
関係会社株	30,102	資本準備金	52
関係会社長期貸付金	29,664	利益剰余金	11,222
破産更生債権等	15,014	その他利益剰余金	11,222
長期前払費用	240	繰越利益剰余金	11,222
繰延税金資産	6,483	自己株式	△3,110
敷金及び保証金	1,326	評価・換算差額等	462
その他の当金	396	その他有価証券評価差額金	462
貸倒引当金	△12,920	純資産合計	102,655
資産合計	638,868	負債純資産合計	638,868

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		
営業貸付金利息	59,732	
その他の金融収益	0	
その他の営業収益	19,093	78,826
営業費用		
金融費用	5,416	
その他の営業費用	62,936	68,352
営業利益		10,473
営業外収益		
貸付金利息	944	
不動産賃貸料	146	
業務受託料	159	
助成金の収入	176	
その他の	160	1,588
営業外費用		
為替差損	1	
貸倒引当金繰入額	47	
感染症関連費用	34	
その他の	3	87
経常利益		11,973
特別損失		
固定資産売却損	91	
関係会社株式評価損	4,464	4,556
税引前当期純利益		7,417
法人税、住民税及び事業税	566	
法人税等調整額	△2,732	△2,165
当期純利益		9,583

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

アイフル株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 城 卓 男 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安 田 秀 樹 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイフル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイフル株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月14日

アイフル株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

京都事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 安 田 秀 樹 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイフル株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

2021年5月14日

アイフル株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 戸 田 聡 ㊟

常勤監査等委員 田 中 善 明 ㊟

監査等委員 鈴 木 治 一 ㊟

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第44期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

ア. 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

イ. 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任監査法人トーマツと協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ア. 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- イ. 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ウ. 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

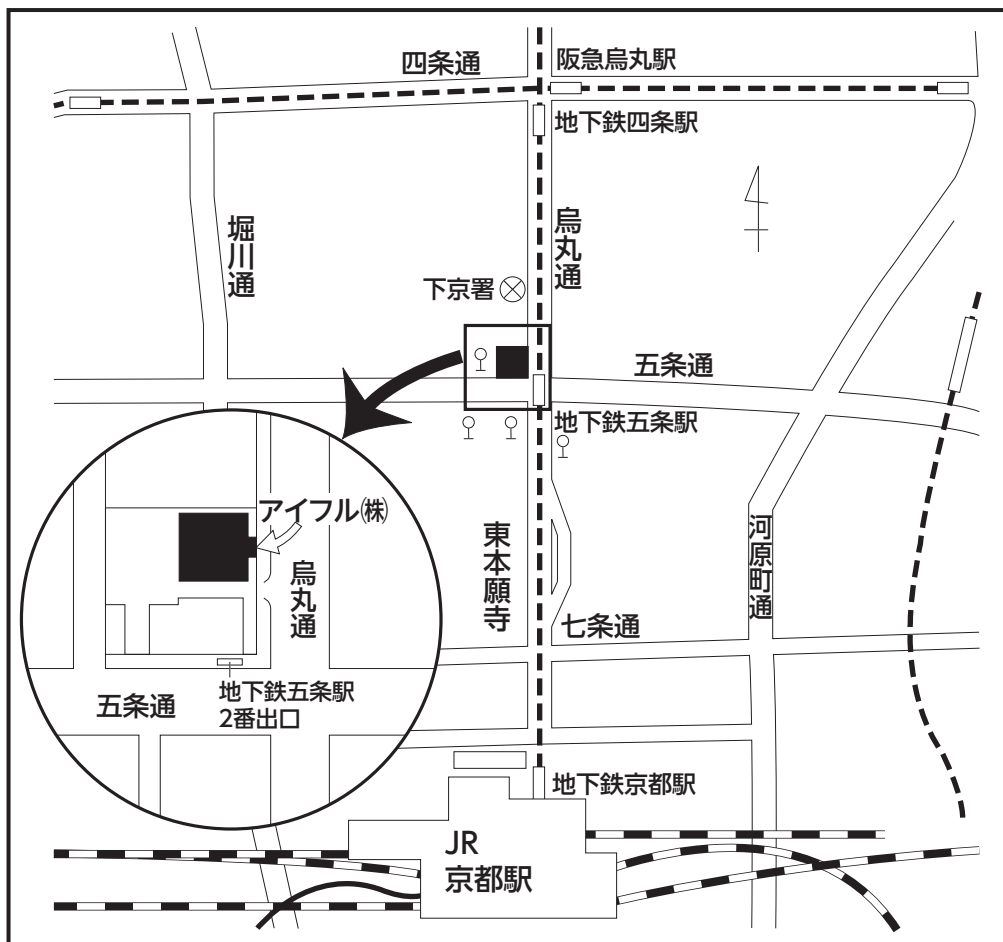
- (注) 常勤監査等委員 戸田聡 及び 監査等委員 鈴木治一 は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

以 上

〈× ㄗ 欄〉

株主総会会場ご案内図



- 交通 ● JR 京都駅より、地下鉄烏丸線「京都」→「五条」約2分
● 阪急烏丸駅より、地下鉄烏丸線「四条」→「五条」約1分
● 地下鉄烏丸線「五条」2番出口より徒歩約1分
バス「烏丸五条」より徒歩約1分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。